

亀山市選挙管理委員会告示第20号

令和7年1月26日執行の亀山市長選挙における開票事務は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第1項の規定により、選挙会場において選挙会の事務に併せてこれを行うものとし、同条第2項の規定により告示する。

令和7年1月19日

亀山市選挙管理委員会

委員長 今 西 政 和